

令和5年3月16日
教育委員会学校人事課
内線 4597

群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則、群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則並びに県費負担教職員の免職及び群馬県教育委員会の職への採用に伴う事実の確認等の手続に関する規則の一部を改正する規則について（概要）

教育委員会 学校人事課

1 改正理由

- 地方自治法で定める附属機関でないことを明確にするため、及び県立夜間中学校が設置されるため、規則の一部を改正する。

2 改正内容

- 地方自治法で定める附属機関でないことを明確にするため、規則中の「判定委員会」を「意見聴取会議」に改める。また、県立夜間中学校が設置されるため「県立の中学校」を追記する。

3 施行期日

令和5年4月1日